（安全機能を有する施設の地盤）

第三条　安全機能を有する施設（中深度処分に係る廃棄物埋設地を除く。）は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

2　ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地（安全機能を有する施設に限る。）は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3　ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地（安全機能を有する施設に限る。）は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

（地震による損傷の防止）

第四条　安全機能を有する施設（中深度処分に係る廃棄物埋設地を除く。次項において同じ。）は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2　［略］

3　中深度処分に係る廃棄物埋設地及び坑道（以下この項において「廃棄物埋設地等」という。）は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から閉鎖措置の終了までの間に当該廃棄物埋設地等に影響を及ぼすおそれがある地震によって作用する地震力に十分耐えることができるものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第六条　安全機能を有する施設（中深度処分に係る廃棄物埋設地を除く。次項において同じ。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）であってその供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならない。

2　［略］

（火災等による損傷の防止）

第七条　廃棄物埋設施設は、火災又は爆発により安全機能を有する施設の安全機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。

［一～三　略］

（安全機能を有する施設の維持）

第九条　中深度処分に係る廃棄物埋設地の附属施設（安全機能を有する施設に限る。）は、当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

（放射性廃棄物の回収）

第十条　中深度処分に係る廃棄物埋設施設は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間において、健全性が損なわれ、又はそのおそれがある廃棄体を回収する措置を講ずることができるものでなければならない。

（異常時の放射線障害の防止）

第十一条　［略］

（中深度処分に係る廃棄物埋設地）

第十二条　中深度処分に係る廃棄物埋設地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　断層運動、火山現象その他の自然現象により人工バリアの著しい損傷が生じるおそれがないものであること。

二　侵食により地表からの深さが七十メートル未満に減少するおそれがないものであること。

（安全機能を有する施設の地盤）

第三条　安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

2　廃棄物埋設地は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3　廃棄物埋設地は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

（地震による損傷の防止）

第四条　安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2　［同上］

［項を加える。］

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第六条　安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）であってその供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならない。

2　［同上］

（火災等による損傷の防止）

第七条　安全機能を有する施設は、火災又は爆発により廃棄物埋設施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。

［一～三　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（異常時の放射線障害の防止）

第九条　［同上］

［条を加える。］